

人事担当者のための労働判例

～ 解雇トラブルを防ぐために～

岡崎商工会議所

本年1月、改正労基法が施行され、「解雇規定整備」をめぐり企業側の“解雇権”の濫用法理が法律上明記されました。雇用情勢の厳しい中、賃金や退職金をめぐり「些細なこと」がトラブル(労働事件)となり、裁判となるケースが起こっています。

今回「人事担当者のための労働判例」と題し、最近の労働事件をもとに雇用管理の基本的な考え方と解雇等トラブル防止のポイントについて、下記のとおりセミナーを開催いたしますので、是非、ご受講くださるようご案内申し上げます。

記
と き 平成16年 5月24日(月)
午後2時～4時
ところ 岡崎商工会議所 中ホール(2F)
講師 岡崎労働基準監督署
署長 杉浦 誠 氏
ひまわり法律事務所
弁護士 藤井 成俊 氏
受講料 無料
お申込み 5月20日(木)までに、お電話又はFAX、E-mailにてお申込みください。
問合せ 岡崎商工会議所：経営支援センター 担当：杉浦 Tel:53-6190
Fax:53-0101 E-mail sugiura@okazakicci.or.jp

主な内容

- ・労働基準法の改正のポイント
- ・弁護士からみた最近の労働事件
- ・一方的な解雇は有効 or 無効？
- ・解雇権の濫用って？
- ・トラブル防止のための事前策は？

岡崎商工会議所 行 (FAX:53-0101)

雇用管理セミナー「人事担当者のための労働判例」(5/24)参加申込書

参加者名 _____

事業所名 _____ TEL _____

ご質問等がございましたら、ご記入ください。